

中国知的財産権に関する最新動向（2016 年 3 月）



第一部分：中国 IP 業界の発展に関する新たな動き

1. 2016 年「3・15」消費者権益保護日における大事件一覧

2. HFG の医薬領域知財保護が注目を集め、医工院シリーズ講座が円満に終了

3. 浙江省が先に試み、中国初となる電子商務特許法執行管理センターを設立

第二部分：中国 IP 権利行使に関する新たな進展

4. 商標局が商標の三年不使用取消の標準を厳格化

5. 終わらぬ紛争、小米と奇虎 360 がまた戦う

6. 大可樂、さようなら

7. 「中国好声音」が商標権を侵害したと訴えられ、300 万元の賠償が請求られた

第一部分：中国 IP 業界の発展に関する新たな動き

1. 2016 年「3・15」消費者権益保護日における大事件一覧



毎年 3 月 15 日は中国の大手企業にとって「肝を冷やす」ときである。というのは、毎年この日になると、中国各マスコミは消費者権益を侵害した商家を逐一暴れるからだ。従って 315 期間になると「模倣品取締」は話題となっている。今年、中国消費者権益保護日のテーマは「共に消費新生態を助ける」のである。以下、**HFG** は 315 期間「模倣品取締」大事件を見てみよう。

- **2016 年 315 前日、遼寧省政府が模倣品販売とネット上授権を重点に取締した。**

2016 年 3 月 14 日、遼寧省は「インターネット領域侵権模倣行為の治理に関する実施意見」を発表し、遼寧省政府のネット上偽物販売と侵権海賊行為を取締る決心を表した。意見では、1) ネット上・ネット下共同治理を強化する。2) 積極的に電子商務製品質をチェックし、定期的にネット上販売する製品に対し抜き取り検査し、同時に郵政企業も電子商務企業に対する資質審査を強化する。3) ネット上海賊問題について、商標権、著作権、特許権等知識産権の保護を重点に保護する。

- **工商銀行のネットショップにも偽物が存在**

315 前、中国中央テレビ財經チャンネルの「315 行動中」番組は工商銀行ネットショップで偽物が販売していることを報道した。ある消費者は 2000 人民元以上の価格で工商銀行の融 e 購ショップから翡翠ネックレスを買った。ネット紹介では 18k プラチナとジルコンを有すると紹介されている。だが、届いた製品を検証後わかったのは、18k プラチナで

はなく、925 銀で、またジルコンは天然物ではなくキュービックジルコニアであった。意外なのは、中国工商銀行が設立したショッピングサイトから買ったものが偽物であったことだ。これから分かれるのはネット販売に「隠し事」が非常に多いことだ。

- **アリババが「模倣品取締中国チーム」スローガンを提出**

今年 315 前、馬雲はアリババの模倣品取締動員大会で「我々は模倣品取締アリババチームではなく、模倣品取締中国チームだ」と唱え、アリババを消滅するのは容易だが、模倣品を消滅するのは困難だといった。またアリババは自分たちも模倣品の被害者であるため、模倣品取締に対する重視度が毎年向上しているといった。2011 年、淘宝サイトは模倣品のせいで「悪意市場」リストに入れられた。2012 年にはこのリストから抜けられたが 2015 年にまた入れられた。「悪意市場」リスト事件はアリババの上場にも影響した。それでアリババは模倣品取締に力を惜しむことなく、2000 人を超える模倣品取締チームを成立し、高年棒で高級管理者を雇って模倣品を取締っている。馬雲は「このチームの予算は上限がなく、人数も上限がない」といった。このことからアリババの模倣品取締に対する重視が見られる

【HFG コメント】中国電子商取引は「世界一」とも言われている。ネット販売から生じた知識産権保護問題も相次いで生じている。ネット取引はその便利性から多くの消費者から信頼を受けている。しかし、その隠蔽性、虚偽性は模倣品、不良品の流入に便利な条件を与えた。そのため、**HFG** 知識産権専門家 **Lanny** は、ネット上権利侵害について、異なる状況に対し異なる権利保護方案を取るべきだといった。つまり、模倣品の源（生産型企業に対し）から阻止し、または販売ルート（輸出型企業に対し）を封鎖することもできるといった。だが、多くの状況下、「組み合わせ拳」、

「連続拳」のほうがより効果的だ。

2. HFG の医薬領域知財保護が注目を集め、医工院シリーズ講座が円満に終了



2016 年 3 月、**HFG** 専門家が中国医薬工業研究総院（以下「医工院」という）の要請で、同院研究生のために特許シリーズ講義を開いた。今回 **HFG** は医工院の修士課程に在学する学生のために、「知的財産権と特許法」に関する内容で講義を行った。**HFG** は主に実務操作角度から、大量な実際案例を通じて、現在の特許法及び特許条例に関する事実講義を行った。その趣旨は、院生たちが理論的、実践的等各面で中国現行法律、特許実践保護について了解することである。

今回のシリーズ講義で、現場雰囲気は活躍で、学生たちが特許出願、特許保護等各問題について積極的に質問したが、これは中国の学生たちが特許保護について大きな興味を抱えていることを意味する。**HFG** 専門家は質問について回答し、同シリーズ講義は成功に終了した。

【HFG コメント】 **HFG** は医工院だけでなく、中国科学院等中国科研機構のために知識産権確認、保護等法律サービスを提供している。また、**HFG** は現在のクライアントのために付加サービスを提供しているが、各会社の異なるニーズによって、各シリーズの講義を開き、異なるクライアントの異なる時期、ことなる領域における知識産権ニーズ及び商的ニーズを答える。

3 浙江省が先に試み、中国初となる電子商務特許法執行管理センターを設立



2016 年 3 月
17 日、中国電子商務領域特許法執行権利

保護座談会で、国家知識産権局は、浙江省で、中国電子商務領域特許法執行権利保護協力管理（浙江）センターを設立したが、これは中国初となる電子商務特許法執行管理センターである。同センターが正式に起動後、全国確証知識産権法施行主体と浙江省内の各電子商務プラットフォームは更に高効率で協力することができ、かつ電子商務特許権の省を超える侵害の法執行が難しい問題を有効に解決できる。

同センターの主な役割は、電子商務プラットフォームからアップロードされた各種の特許権侵害通報摘発案件を全国各相関知的財産権保護援助センターへ送り協力を得る。ネットで現れた相関特許権侵害模倣品案件について、同センター電子商務プラットフォームで被請求人の情報を確認し、同時に当該手がかりを管轄権を有する知的財産権機構に移送しネット下で処理し、なるべく源から特許権侵害案件を取締まる。

【HFG コメント】 浙江省は中国司法改革の主な試験区域である。アリババの本部が浙江省内にあるため、ネット上権利侵害案件に対する知的財産権保護は、一般的にまず浙江省内で試験する。例えば、2015 年後半、浙江省の裁判所系統でネット上訴訟システムを開設し、オンライン裁判所を試みた。本月、また電子商務特許法執行管理センターを設立した。その設立した本意は、インターネットの効率性と便利性を通じて、知的財産権保護と電子商務を結合し、中国司法保護の新局

面を開拓することで、その最終的な試験効果が楽しみだ。

第二部分：中国 IP 権利行使に関する新たな進展

4. 商標局が商標の三年不使用取消の標準を厳格化



最近、HFG が申立人の被申立人杭州漢克净化節日有限公司の2009年5月7日登録された第5362487号「HANKISON」商標（以下「不服商標」という）に対する取消案件を

代理し、商標局の商標三年不使用取消[2014]第Y001840号決定を不服し、不服商標の全部指定商品「冷却用の器具及び設備、冷却用の設備及び機械、蒸発装置、上水道配管用機械器具及び設備、浴槽類、上水用浄水設備、水殺菌装置、濾過器（家庭用または工業装置上部品）、硬水軟化装置」に対する三年連続不使用取消不服審判を申し立てた。商標標審委員会は被申立人が提出した使用証拠に基づいて不服審判決定書の取消を下した。

商標評審委員会は被申立人が提出した領収書、契約及び集荷票等使用証拠は規定期間内、被申立人が不服商標指定の「冷却用の器具及び設備、冷却用の設備及び機械、上水用浄水設備、水殺菌装置、濾過器（家庭用または工業装置上部品）、硬水軟化装置」商品で公開、合法、有効な商的使用をしたと認めた。但し、被申立人が提出した全部証拠は被申立人の指定期間内に不服商標が「蒸発器、水分配設備、浴室装置」商品で公開、合法、真実有効に商的使用したことを証明するに足りないと認めた。従って、不服商標は冷却用の器具及び設備、冷却用の設備及び機械、上水用浄水設備、水殺菌装置、濾過器（家庭用または工業装置上部品）、硬水軟化装置の不服商品では登録を維持するが、蒸発器、水分配設備、浴室装置商品では登録を取消された。

登録許可商品: 1105: 冷却用の器具及び設備、冷却用の設備及び機械; 1107: 蒸発装置; 1108: 上水道配管用機械器具及び設備; 1109: 浴槽類; 1110: 上水用浄水設備、水殺菌装置、濾過器（家庭用または工業装置上部品）、硬水軟化装置。

使用が維持された商品: 1105: 冷却用の器具及び設備、冷却用の設備及び機械; 1110: 上水用浄水設備、水殺菌装置、濾過器（家庭用または工業装置上部品）、硬水軟化装置

取消された商品: 1107: 蒸発装置; 1108: 上水道配管用機械器具及び設備; 1109: 浴槽類

【HFG コメント】 本件において、被申立人が使用証拠を提出した商品項目について、商標評審委員会は維持し、被申立人の使用証拠を提出しなかった商品について、商標局は取消した。ここから分かれるように、商標評審委員会の三年不使用取消の使用証拠に関する審査はますます厳格になった。もちろん、商標局と商標評審委員会が審査標準を厳格にすることは、2016年から始まったことだ。現在、北京知識産権法院が審査標準を同様に厳格にして、商標局、裁判所の内部審査意見の一致または統一を維持するかは、業界で注目するところだ。

5. 終わらぬ紛争、小米と奇虎 360 がまた戦う



最近、小米技有限責任公司（以下「小米」という）が「のれんの毀損、虚偽的宣伝」を理由で奇虎 360 科技有限公司（以下「奇虎 360」という）を北京海淀区法院で起訴し、奇虎 360 に侵害行為の直ちの停止、謝罪かつ経済損失の賠償 2000 万元を請求した。2016 年 3 月 15 日、北京海淀区法院は本件を正式に受理した。

同時に、奇虎 360 側も「小米がユーザーの 360 携帯助手の正常なダウンロードや使用等を妨げた」という理由で、小米を北京西城法院に起訴し、小米会社に侵害行為の直ちの停止、謝罪かつ経済損失の賠償 2000 万元を請求した。2016 年 3 月 17 日、北京西城区法院は本件を正式に受理した。

小米の奇虎 360 に対する控訴は、北京酷睿蒙数字科技有限公司（本件第二被告）が開発した「雷電 OS」システムから始まった。同会社のホームページの宣伝に「雷電 OS 紅米は軽快好省（軽く、早く、優れて、省エネ）、小さな OS には MIUI より適切」だと書かれている。しかし小米は去年 8 月から、雷電 OS をインストールした後、携帯が正常に使えなくなったとのユーザーからのクレームが絶えないと訴えた。小米は、奇虎 360 が如何なる事実根拠もない状況で、その公式微博やメディアで公開声明を発表し、「雷電 OS は MIUI より優秀だ」等虚偽宣伝を積極的に主張し、同時に奇虎 360 は携帯生産・販売等面で小米と同業競争関係あり、奇虎 360 と北京酷睿蒙数字科技有限公司は小米に対し共同で不正競争を実施したと訴えた。

奇虎 360 は、ユーザーが MIUI システムを装置した携帯、PAD 等移動端末で 360 携帯助手を利用してソフトをダウンロードする際、「当該ソフトパッケージは偽応用…」等提示が出て来るといった。奇虎 360 は、小米がユーザーの 360 携帯助手の使用を妨げる行為は、奇虎 360 に対する極めて大きなマイナス影響と巨大な経済損失を与え、同様に「不正競争」行為の疑いがあると指摘した。

これは小米と奇虎 360 が初の大戦ではなく、両会社の恩讐は昔から由来した。

第一回 2012年奇虎360が特別モデル機を発表	• 奇虎360会長周鴻禕は小米が市場支配していると非難 • 小米会長雷軍は奇虎360に盗作剽窃行為があり、ユーザー情報を窃取したと非難
第二回 2013年双方は実戦モデルに入る	• 2013年1月、小米は360携帯卫士を小米応用商店から取下げ、360衛士の起動画面にある文字はユーザーの誤解を招く恐れがあると指摘
第三回 小米が奇虎360を全面的に小米全面包囲計伐	• 2016年初、小米は「雷電OS」ソフトのため、奇虎360会社すべてのソフトを小米応用商店から取下げた。 • 奇虎360は直ちに反応し、雷電OSがユーザーのためにインストールソフト等の携帯問題を解決することは小米の利益に影響すると指摘

【HFG コメント】商業戦場において、知財訴訟は一つの比較的有効な他人の布陣を妨げる武器でもある。現在、中国の高科技企業は知的財産権保護の重要性を意識されることになり、どんどん知的財産権武器を利用して、商業競争相手に対し商的阻止を行っている。奇虎 360 と小米との商業戦争は、中国で最も人気業界の一つである携帯業界及びネットゲーム全体の貼っていき傾向を表している。

6. 大可樂、さようなら



2016 年 3 月 8 日、「大可樂」携帯ブランドの創業者丁秀洪は、業界競争と資本整理等原因により、「大可樂」は携帯業務を暫く停止すると発表した。大可樂携帯は北京雲辰科技有限公司が有する携帯ブランドで、2012 年 9 月 27 日に大可樂公式サイトは正式に公開された。ただ数年間で、大可樂はインターネットマーケティングの浮き沈みを経過した。競争がますます激しい携帯市場で、大可樂はもはや初の倒れた本土携帯ブランドではない。

多くの人は、資本問題が大可樂が倒れた重要な原因だといっているが、大可樂ブランドの発展史をみると、「創新能力が弱く、製品が明らかな識別度を有さない」ところがその失敗した主要原因である。北京銀宏投資有限公司取引マネージャー王亮は「創新能力が強

く、成長性が高い企業に対し、投資者は通常 5 年～10 年投資を続ける」といった。

通常の場合で、科技企業の创新能力と特許配置は投資者の重要な考慮指標である。しかし、大可樂が創新性と特許配置にいずれも欠陥がある。大可樂自体は研究開発能力が不足するため、その製品の識別度が明らかではない。他方、特許検査からわかったのは、2016 年 3 月まで、云辰科技が中国特許出願計 11 権を提出し、その中で 5 件の発明特許出願は許可されなく、同時に同会社は国外特許出願も提出しなかった。创新能力の不足と特許意識の弱さが、最終的に大可樂の今の結果をもたらした。

【HFG コメント】 携帯業界は現在中国で比較的注目業界の一つである。近年、携帯市場は白熱化する発展傾向を表している。中国本土の携帯ブランド企業が成功するためには、二つの面で力を入れる必要がある。それは 1) 技術研究開発力を増強し、技術創新性を向上する。2) 技術創新成果について多方面の特許保護を行う。両者は相まっていずれも欠けてはいけない。

7. 「中国好声音」が商標権を侵害したと訴えられ、300 万元の賠償が請求された



最近、北京朝陽区法院は、2016 年 3 月 7 日、原告オランダ 塔爾帕容量有限公司（以下「塔爾帕会社」という）は「授權なく『The Voice of...』

（国家名）登録商標とほぼ同一な商標図形及び文字を使用した」として、両被告（元中国好声音制作側）夢想強音文化傳播（上海）有限公司と北京正義天下文化傳媒有限責任公司を裁判所に起訴し、両被告が権利侵害を直ちに停止し、かつ経済損失を 300 万元賠償するよう請求した、と発表した。

原告塔爾帕会社は、「The Voice of...」は同会社が開発した一つの番組モデルで、中国でも「The Voice of...」商標を第 35、38、41 類に登録し、現在当該商標は有効であると主張した。2012 年から同会社は「中国好声音」第一シリーズから第四シリーズの番組モデルを両被告に授權し、また両被告が各種相關活動において「The Voice of...」商標の使用を許可した。しかし、両被告は許可を得ていないまま、勝手に第 5 シリーズの「中国好声音」の宣伝で上述商標を使用したため、原告塔爾帕会社は彼らの行為は既にその商標專用權を侵害したと指摘した。

2016 年 1 月、原告塔爾帕会社は第 5 シリーズから第 8 シリーズ「中国好声音」モデルの応用權を浙江唐德影視股份有限公司に授權した。当該会社は既に「The Voice of...」番組モデルの大中華区の独占管理、許可及び応用の權利を取得した。

【HFG コメント】 中国において、著作権保護は既に商標權に続く、知的財産權保護項目中最も主要な保護対象となった。本件において、「中国好声音」の元制作側が知的財産權法律上の過失、及び經驗不足のため、被訴となる局面に直面した。相關番組モデルの将来性が期待できる場合、知的財産權弁護士は商業相談及び契約締結時、被許諾側の独占契約更新權以外に、費用の上昇等その他の条件についても相關制限を設けるべきだ。これこそ後の商業相談において、更に多くの主動權を取得できる。

上海 HFG 法律事務所
二〇一六年三月三十日

HFG 事務所概要

HFG は 2003 年以來、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する事務所として、高標準、高品質のサービスを提供し続け、世界各業界のクライアントのニーズを徹底的に了解に基づき、クライアントの為に最大な商業利益を追求しています。現在、**HFG** は三つの組織で構成されているが、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司であり、北京、上海に二つの事務所があります。

HFG は長年の実務経験を通じて、深く多様な知識と多言語のコミュニケーション能力を駆使し、全国の省、直轄市、自治区等の司法、行政機関において、クライアントのために多様な知的財産権業務を展開しています。**HFG** は知的財産に関する訴訟・非訴訟案件やビジネス及びコーポレートのリーガルサービスを集約しクライアントの無形資産が有形資産より多い会社のためにワンストップソリューションを提供します。**HFG** が扱っている分野は IT・通信、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品医薬品基準、ライセンス取得、特許技術の収益化等に係っています。

HFG が代理した案件は、数年連続中国公安部から「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」と評価され、また中国外商投資企業協會優質ブランド保護委員會より「中国知的財産権案件ベスト 10」と評価され、及び複数の主要省の中級、高級人民法院より当年度の經典的訴訟案件と評価されました。私たちの長年の努力により **HFG** は数年連続複数の国際クライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」と評価されました。2010 年以來、当事務所は「**Legal 500**」より数年連続上海地区で知的財産権業務の一位と推薦され、また「知的財産権管理」からも強力に推薦され、同時にチェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からも高い評価を取得しました。



本号の知的財産権情報について如何なるご意見・ご提案がありましたら、以下の連絡先でご連絡ください。

電話: +86 21 5213 5500

传真: + 86 21 5213 0895

メール: lli@hfgip.com; Hfg_china@hfgip.com